

別紙第1

相模原市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第1の対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱いは、以下のとおりとする。

（補助対象）

第1条 補助対象は、要綱第2条第4号に規定する介護施設等とする。

（補助の要件）

第2条 補助の要件は、次のいずれにも該当するものとする。

（1）経費が自費での検査費用であること。

（2）前条に規定する介護施設等において、次に掲げる者等に対して介護施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施するものであること。

ア 濃厚接触者と同居する職員

イ 発熱等の症状（新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員

ウ 面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者

（3）次のア及びイの要件に該当するものであること。

ア 介護施設等の所在地が、感染者が発生した自治体や施設等の近隣である場合、又は感染拡大地域であること。

イ 自費検査が、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、介護施設等の判断で実施したものであること。

（補助の上限額）

第3条 一人1回あたりの補助上限額は、別表1の補助単価の範囲内において2万円を限度とする。

(補助対象としない経費)

第4条 次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。

- (1) 職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される
定期的な検査や一斉検査に係る費用
- (2) 感染者が確認された場合における行政検査費用